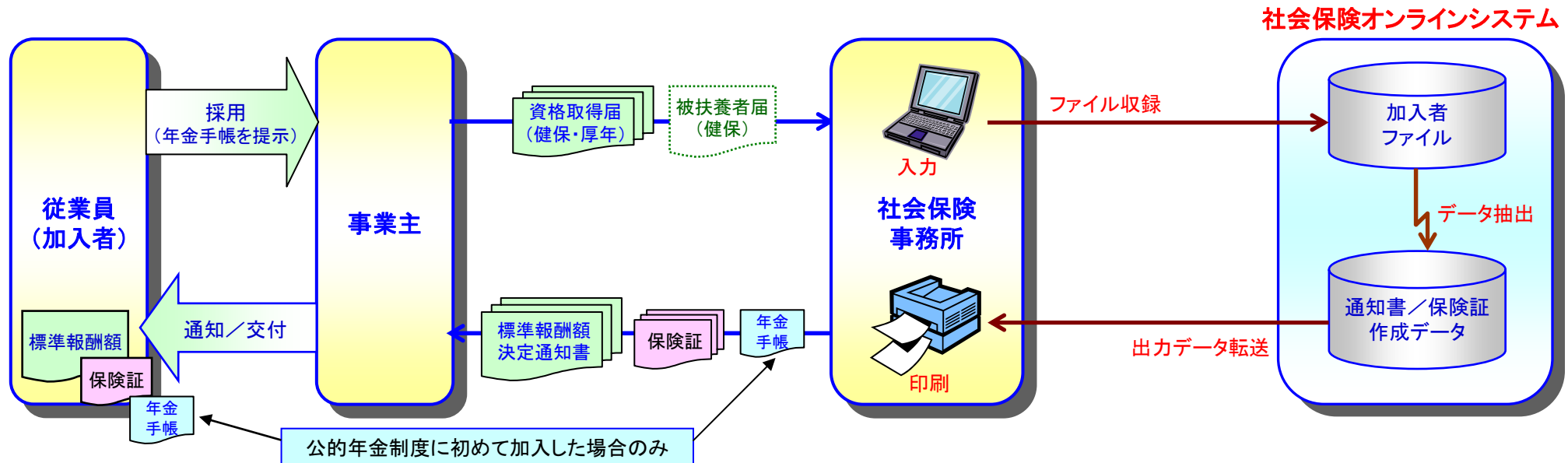


主な適用関係手続に伴う年金手帳等の交付・返納の流れ及び手続の効果(現行)
～社会保険事務所における政府管掌健康保険・厚生年金保険手続の例～

1. [健保・厚年] 被保険者資格の取得手続【資格取得届】
2. [健保・厚年] 被保険者資格の喪失手続【資格喪失届】
3. [健保] 被扶養者の認定手続【被扶養者(異動)届】
4. [健保・厚年] 氏名変更手続【氏名変更届】
5. [厚年] 住所変更手続【住所変更届】
6. 年金手帳、健康保険証の再交付手続【再交付申請書】

1. [健保・厚年] 被保険者資格の取得手続

※窓口への持参、郵送のほか、電子申請による届出も可能



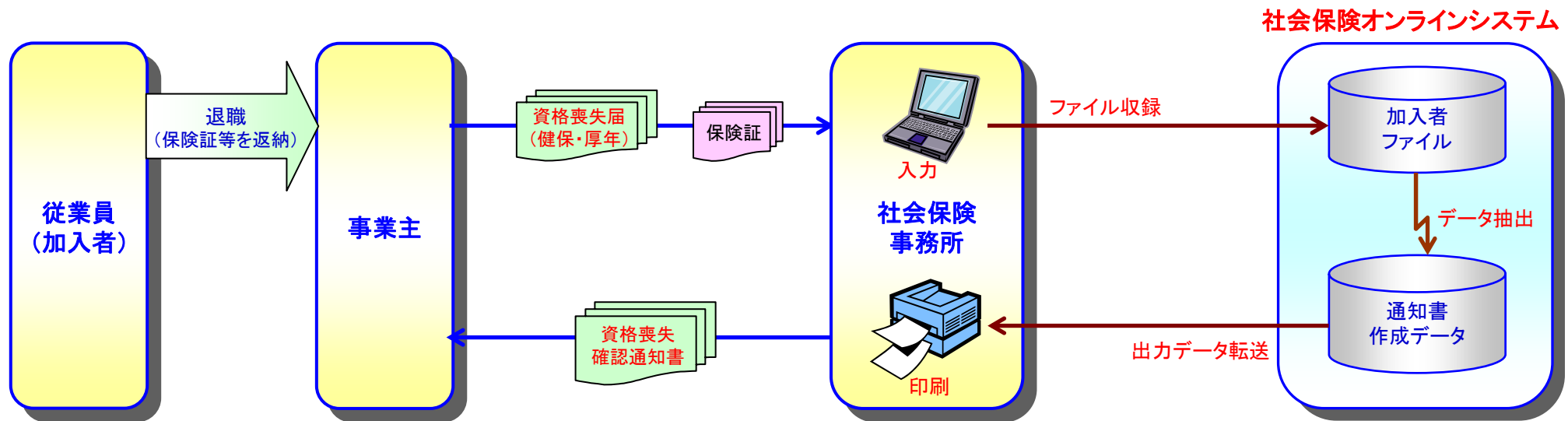
■健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届

- ◎事業主は、従業員を採用した場合、または従業員の人事異動による転入があった場合、当該事実があった日から5日以内に事業所の所在地を管轄する社会保険事務所に提出。
 - ◎健康保険被保険者証が交付される。(併せて年金手帳が交付される場合あり)
 - ◎資格取得した日の属する月以降、報酬に応じた保険料が事業主に賦課される(労使折半)。
 - ◎被保険者には、健康保険の給付(現物給付、現金給付)を受ける権利が発生。
 - ◎厚生年金保険の加入期間及び国民年金(基礎年金)の保険料納付済期間(20歳以上60歳未満)となる。
- 【添付書類】 無し。ただし、新たに採用した従業員が、既に年金手帳(又は基礎年金番号通知書)を持っている場合は、「基礎年金番号」を資格取得届に転記する。

(参考)従業員を採用した場合であって、一定の要件を満たした場合は「雇用保険被保険者資格取得届」を管轄の公共職業安定所に提出。

2. [健保・厚年] 被保険者資格の喪失手続

※窓口への持参、郵送のほか、電子申請による届出も可能



■健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届

◎事業主は、被保険者が退職又は死亡したときなど、被保険者に該当しなくなった場合、当該事実があった日から5日以内に社会保険事務所に届出。

◎原則として、退職日の翌日が「資格喪失日」となり、資格喪失日が属する月の前月分までの保険料が賦課される。

【添付(返納)書類】 健康保険被保険者証(被保険者及び被扶養者分)

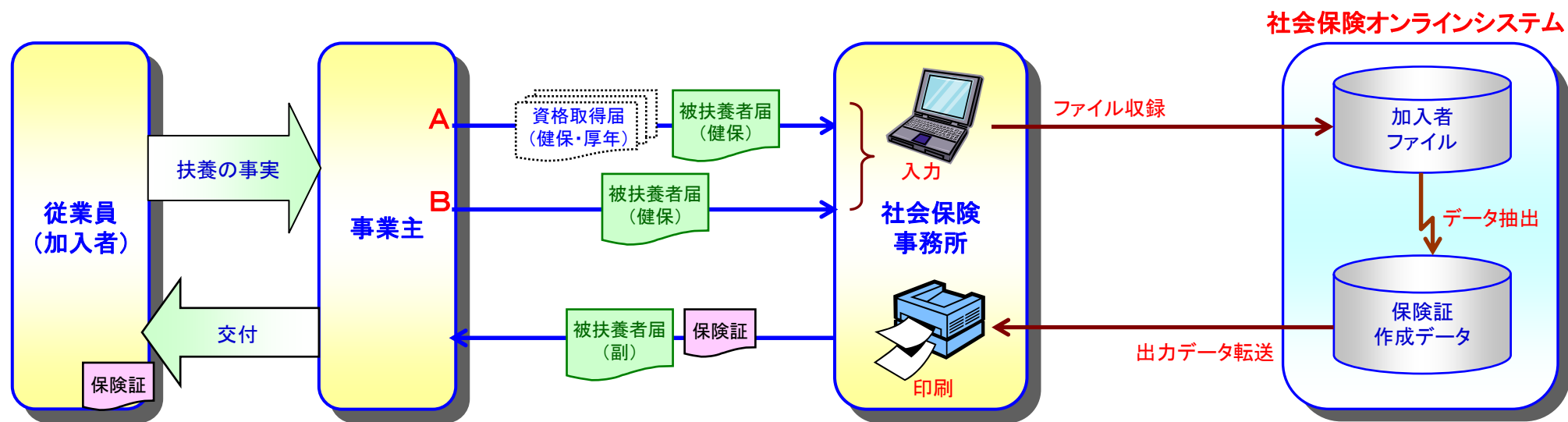
高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証 等

※年金手帳は添付(返納)不要

(参考)雇用保険の被保険者が退職した場合、「雇用保険被保険者資格喪失届」を管轄の公共職業安定所に提出。(併せて、従業員が希望する場合、事業主から従業員に「離職票」を交付)

3. [健保] 被扶養者の認定手続

※窓口への持参、郵送のほか、電子申請による届出も可能



■健康保険 被扶養者(異動)届

◎被保険者の家族を健康保険の被扶養者とする場合に、事業主を経由してすみやかに社会保険事務所に届出。

◎健康保険被保険者証(家族)が交付される。

◎被扶養者として認定を受けた日以降、健康保険の給付(現物給付、現金給付)を受ける権利が発生。

《認定年月日》

・資格取得届と同時に提出された場合(A)・・・原則として、資格取得年月日と同日

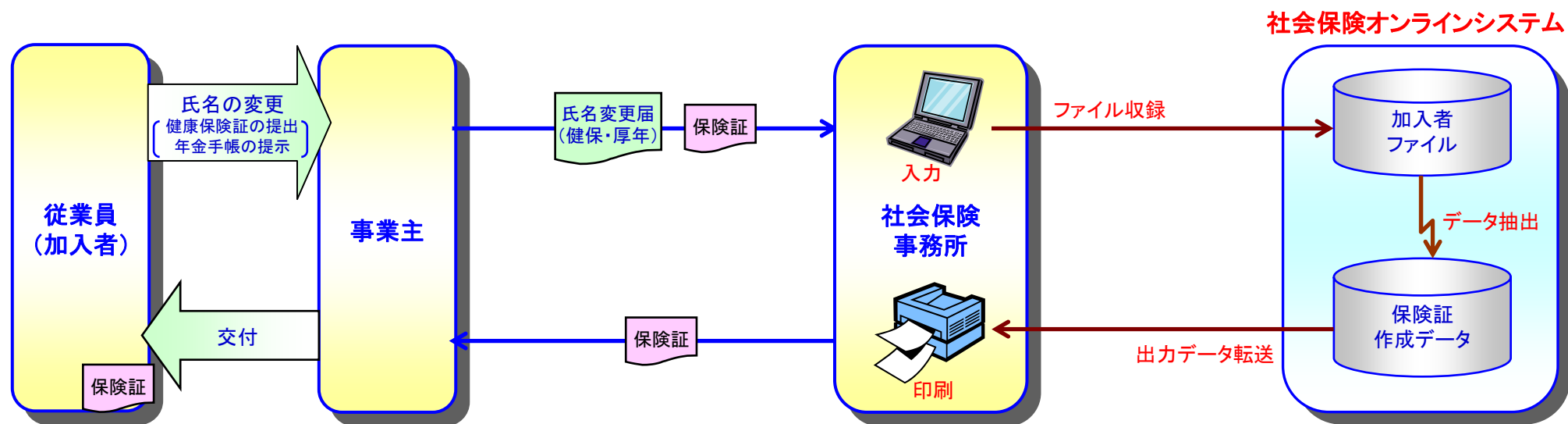
・新たに扶養の事実が発生した場合(B)・・・出生年月日、婚姻年月日 等

【添付書類】 収入要件、同居要件、生計維持関係等の事実を確認できる書類

(参考)配偶者が被扶養者である場合、国民年金の第3号被保険者となる(被扶養者(異動)届の3枚目「国民年金第3号被保険者資格取得届」)を併せて提出。

4. [健保・厚年] 氏名変更手続

※窓口への持参、郵送のほか、電子申請による届出も可能



■健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更届 (平成23年4月以降は、住基ネットから変更情報の提供を受け、原則省略)

- ◎事業主は、被保険者の氏名が変わったときはすみやかに社会保険事務所に届出。
- ◎被扶養者の氏名変更の場合は「被扶養者(異動)届」を届出。
- ◎変更後の氏名により作成された健康保険被保険者証が交付される。

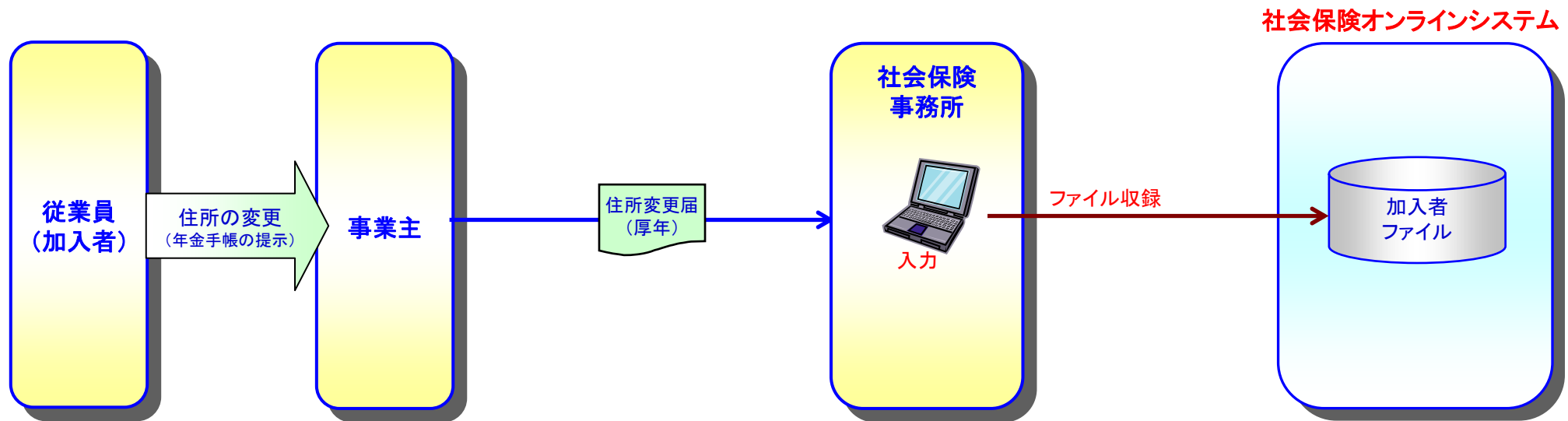
【添付書類】健康保険被保険者証(被保険者及び被扶養者分)

高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証 等

(参考)雇用保険の被保険者の氏名が変更されたときは、「雇用保険被保険者氏名変更届」を公共職業安定所に提出。

5. [厚年] 住所変更手続

※窓口への持参、郵送のほか、電子申請による届出も可能



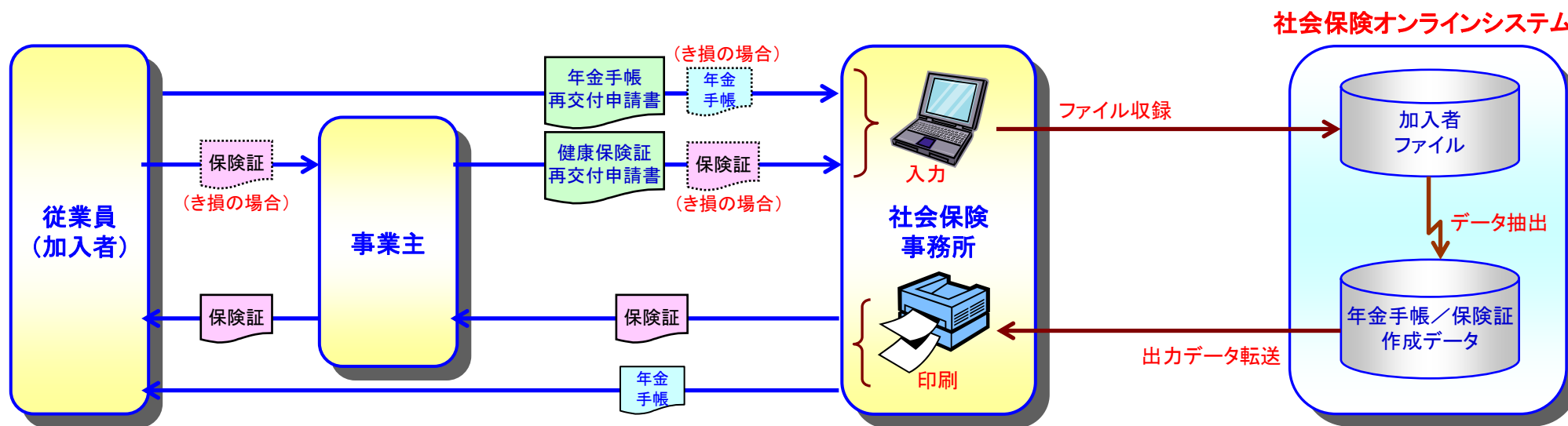
■厚生年金保険 被保険者住所変更届 (平成23年4月以降は、住基ネットから変更情報の提供を受け、原則省略)

◎事業主は、被保険者が住所を変更したときはすみやかに社会保険事務所に届出。

(参考)国民年金第3号被保険者の住所変更については、住所変更届の2枚目「国民年金第3号被保険者住所変更届」を併せて届出。

6. 年金手帳、健康保険証の再交付手続

※窓口への持参、郵送のほか、電子申請による届出も可能



■ 年金手帳再交付申請書

◎被保険者又は被保険者であった者が年金手帳や基礎年金番号通知書を滅失、き損した場合、社会保険事務所に申請。

■ 健康保険被保険者証再交付申請書

◎被保険者又は被扶養者が健康保険被保険者証を滅失、き損した場合、事業主を経由して遅滞なく社会保険事務所に申請。

◎健康保険被保険者証(被保険者及び被扶養者分)のほか、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証等についても同様の手続。